

保医発第0629001号
平成19年6月29日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する
留意事項について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306005号)により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成19年厚生労働省告示第226号)が公布され、平成19年7月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知の別紙を次のように改正し、平成19年7月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

別紙の021に告示名及び略称をそれぞれ次のように加える。

(8) 酸素飽和度測定機能付き

中心静脈カテ・オキシ